

見附市教育委員会告示第9号

見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱（令和5年見附市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知別紙）別紙の利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の部利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）の款6の項（1）及び（2）」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知別紙）別紙の子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。）の項1（1）及び（2）」に改める。

別記様式第1号中「代表者名 印」を「代表者名 」に改める。

別記様式第3号中「見附市長 印」を「見附市長 」に改める。

別記様式第4号中「代表者名 印」を「代表者名 」に改める。

別記様式第5号中「見附市長 印」を「見附市長 」に

改める。

別記様式第6号中「代表者名 印」を「代表者名 」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年9月7日から適用する。